全国児童養護施設協議会 令和3年度事業計画

- 児童虐待の急増や家庭の養育力低下など、子どもたちを取り巻く社会情勢が目まぐる しく変化するなか、社会的養護を必要としながら地域での暮らしを強いられている子 どもたちや孤立しがちな里親子など、地域の様々な子どもたちを支援するため、児童養 護施設は本体施設(本園)が担う支援拠点機能を強化し、個別的養育等で培った専門性 を活かして、社会の要請にさらに応えていくことが求められている。
- 地域支援の取り組みを進めていくためにも、私たちの第一義的使命であり児童養護施設の根幹をなす「児童の日々の養育および退所後の支援」が、ゆるぎなく土台としてあり続けることが必要であり、長きにわたり積みあげ継承してきた集団の育ち合いと個別的養育による養育文化を、今後も継続し磨きあげていくことが重要である。
- 国が、各自治体が策定する都道府県社会的養育推進計画を踏まえ、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」を図ろうとするなか、昨年度とりまとめた児童養護施設のあり方に関する特別委員会報告書をもとに、児童養護施設の役割や求められる機能等を発信し、その実現に向け取り組みを進める。
- 地域において、社会的養護を必要とする子どもの行き場がなくなることがないよう、会員施設の安定的な事業運営を推進し、本園・分園を問わず子どもの安心・安全な生活を守り育むため取り組む。
- 新型コロナウイスル感染症への対応に関しては、会員施設における感染症予防の取り 組みの徹底を図るとともに、児童養護施設で暮らす児童や支える職員の抱える課題や ニーズを把握し、必要な支援を実施する。
- こうした状況を踏まえ、児童養護施設が積極的にその社会的使命を果たしていくべく、 以下の事業に取り組む。

重点事業

1. 人権擁護と最善の利益の保障の推進

- 各施設が子どもたちとの日々の生活のいとなみを通じて、権利侵害のない生活を子 どもと大人で共につくりあげていくことができるよう、様々な取組みを通じて支援 する。
- すべての子どもたちが健やかに成長し、個性を活かした自己実現をはかれるよう、子 どもたちの最善の利益の保障のために、あらゆる事業に取り組む。

2. 子どもを中心とした社会的養育推進計画の見直し検討に向けた対応

- 虐待相談件数が19万件を超え、依然として増加し続ける児童虐待により、一部地域では定員を超える一時保護の受け入れ要請があるような緊急事態が続いている。
- 地域の実情を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を最優先して子どもたちの行き場がなくなることのないよう、ブロック協議会や都道府県協議会と連携して、必要に応じ都道府県社会的養育推進計画が適宜見直されるよう働きかける。

○ 「児童養護施設のあり方に関する特別委員会最終報告書」を踏まえ、本体施設(本園) の支援拠点機能を基盤とする養育単位の小規模化と家庭的養護の推進に引き続き取り組む。

3. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化

- 社会的養護を必要とする子どもと家族のニーズ、地域社会のニーズに対応する職員 には、非常に高度な専門性と養育の連続性が求められている。
- 多様で幅広い社会的養護の支援が、日々のいとなみの養育によって紡がれていくためには、人員配置や労働環境の改善、職員を支える仕組みが必要であり、国等に対し、引き続き要望していく。
- 児童養護施設で働く職員の養育の質や専門性の向上を図るため、『改訂 児童養護施設の研修体系-人材育成のための指針-』(平成29年3月)に基づく8領域5階層別の研修プログラムおよびテキスト(講義資料)の作成に取り組む。

4. 施設の質的強化と地域における子育て支援拠点としての役割の推進

- 子どもを取り巻く家族や社会の課題、子どもたちの抱える個々の課題が複雑化・多様 化するなか、児童養護施設は様々な領域の関係者・支援機関等と連携しながらその専 門性を地域に還元していく必要がある。
- 行政を始め様々な関係機関と連携して地域の子育て支援の推進に取り組むとともに、 児童養護施設の個別的養育のノウハウをもとに、地域の要保護・要支援児童のパーマ ネンシーの保障について、引き続き取り組む。

5. 子どもたち一人ひとりに対する継続的な自立支援の強化

- 社会的養護のもとで育つ子どもたちは、児童虐待や発達障害など様々な課題を抱えていることが少なくなく、社会的自立のためにより多くの支援が必要とされる。
- 一人ひとりの子どもの固有かつ多様なニーズに則り、インケアからリービングケア、 アフターケアへと続く一連の展開のなかで心身の回復と健康な育ちの促進に取り組 む。
- 発達年齢に応じた自立支援、さらに、継続支援が必要な場合は、20 歳までの措置延 長や22 歳年度末までの社会的養護自立支援事業を活用することを推進する。

6. 大規模災害に備えた支援体制の構築と防災・減災対策の推進

- 近年頻発する大規模な自然災害から子どもたちを守るため、「大規模災害対応指針」 (平成27年3月)に基づき、本会とブロック協議会、都道府県協議会が連携・協働 して、各圏域における防災・減災の取組みを推進する。
- 迅速かつ適切な支援体制の強化に向けて、本会とブロック協議会の連絡体制等を整備する。

7. 新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症について、会員施設における感染症予防の取り組みや課題・ニーズ、退所児童等の抱える課題等を把握し解決に向けて取り組む。
- 新型コロナウイスル感染症の影響の長期化や、新たな感染症の発生を想定した全養 協事業の進め方について検討する。

専門部事業

制度政策部

1. 児童養護施設のあり方に関する検討

- 「児童養護施設のあり方に関する特別委員会報告書」を踏まえた各機能の強化・充実 とその実現に向けた検討
- 今後の社会的養護の方向性を見据えた検討

2. 社会的養護をめぐる制度政策課題への対応

- 都道府県社会的養育推進計画の課題への対応
- 自立支援担当職員の全施設配置等、児童の自立支援体制の整備・拡充と支援制度の充 実
- 里親支援専門相談員の配置促進やフォスタリング機関の受託拡充などによる里親支援の推進
- 給与等待遇や労働環境の改善等、職員の確保、育成、定着に向けた取組の強化
- 児童家庭支援センターの設置促進と、児童養護施設による子育て支援、要保護児童支援、子どもの貧困対策等地域支援の推進
- 第三者評価・自己評価の推進(養育の質向上および情報公開の推進)

3. 令和4年度国家予算確保に向けた運動展開

- 国家予算要望の実施
- 人員配置等制度改善要望の実施

4. 新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症に関する会員施設の課題やニーズの把握、その課題解決 に向けた対応
- 新型コロナウイスル感染症の影響の長期化や、新たな感染症の発生を想定した対応 の検討

5. 児童福祉・社会福祉関係団体との連携・協働の推進

- 全社協政策委員会への参画
- 全社協社会福祉施設協議会連絡会への参画
- 全社協全国退所児童等支援事業連絡会への参画
- 全社協福祉サービスの質の向上推進委員会への参画
- 全社協国際社会福祉基金委員会への参画
- 全社協福祉施設長専門講座運営委員会への参画
- 全社協・児童福祉関係種別協議会との連携・協働の推進
- 里親会、その他社会的養護関係団体との連携・協働の推進
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議への参画

6. 行政に対する制度政策活動、意見表明の強化

- 政策提言、制度・予算要望等の実施、ソーシャルアクションの実施
- 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会への参画
- 社会保障審議会福祉部会への参画
- 内閣府子ども・子育て会議への参画
- 内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議への参画
- 健やか親子21推進協議会への参画
- その他関連する会議、検討会等への参画

7. 立法府等に対する活動の強化

- 政策実現を図るための国会議員等への働きかけの強化
- 「児童の養護と未来を考える議員連盟」等国会議員への働きかけの強化

8. 予算・制度対策活動に必要な調査の実施

○ 予算・制度対策活動に係る調査の適宜実施(調査研究部共管)

総務部

1. 組織活動の円滑な推進

- 協議員総会、常任協議員会、正副会長会議、ブロック協議会会長会議等各種会議の開催
- ブロック・都道府県協議会活動の強化推進、ならびに情報提供等支援の実施
- 令和5年度役員選出方法に関する検討
- 内規・規程・要綱・要領等の策定や適宜見直し等

2. 入所児童の人権擁護の推進

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と活用の推進
- 「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」(施設版、職員版)の実施

3. 施設を退所する子どもの自立支援の推進

- 身元保証人確保対策事業の普及と利用促進
- アトム基金「進級応援助成制度」の運営
- 全社協が実施する ENEOS 奨学助成制度、社会人一年生スタート応援助成制度等を始めとする各種奨学助成制度等への協力

4. 全国児童養護施設長研究協議会の企画・運営

(1) 第74回全国児童養護施設長研究協議会(新潟県大会)の開催

「日程〕令和3年10月27日(水)~29日(金)

[会場] ANAクラウンプラザホテル新潟(新潟市)

「定員」600名

- 永年勤続感謝、研究奨励賞(松島賞)の表彰式典開催
- 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会の開催(研修部共管)

(2) 第41回児童文化奨励絵画展の開催

5. 各ブロック大会との連携、協力

○ ブロック協議会の大会・研修会開催の支援によるブロック組織活性化の促進

_	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7/12 E/1/1E 7/1/2(0.0)	
	北海道ブロック	令和3年	(●●)
	東北ブロック	令和3年9月	(●●)
	関東ブロック	令和3年7月5日~6日	(群馬県高崎市)
	中部ブロック	令和3年9月	(石川県金沢市)
	近畿ブロック	令和3年6月16日~17日	(大阪府堺市)
	中国ブロック	令和3年	(●●)
	四国ブロック	令和3年11月	(●●)
	九州ブロック	令和3年	(●●)

6. 広報活動の推進

- 児童養護施設等の積極的広報の展開
 - ①全養協ホームページの充実
 - ②全養協パンフレットの普及促進
- 情報提供活動の強化
 - ①全養協通信の発行(随時)
 - ②協議員に対する情報提供(随時)
 - ③「令和3年度全養協便覧(全養協情報 No. 41)」の発行
 - ④「全国児童養護施設一覧(令和3年・4年度版)」の発行
- 季刊「児童養護」の購読者拡大

7. 大規模災害発生に備えた対応

- 近年頻発する大規模な自然災害から子どもたちを守るため、「大規模災害対応指針」 (平成27年3月)に基づき、本会とブロック協議会、都道府県協議会が連携・協働 して、各圏域における防災・減災の取組みを推進する。
- 迅速かつ適切な支援体制の強化に向けて、本会とブロック協議会の連絡体制等を整備する。
- 8. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

- 1. 令和3年度会員施設基礎調査の実施
- 2. 令和3年度児童養護施設入所児童等の進路に関する調査の実施
- 3. 令和3年度就学・就労等に係る奨学金等各種支援制度等調査の実施
- 4. 児童養護施設の機能に関する調査
- 5. 令和3年度児童養護施設入所児童等実態調査の実施
- 6. その他必要な調査、研究の実施

研修部

- 1. 児童養護施設の研修体系の具体化に向けた検討
 - 昨年度発足した研修部研修体系の具体化に向けた作業委員会により、『改訂 児童養護施設の研修体系-人材育成のための指針-』を踏まえた8領域5階層ごとの研修プログラム、および研修に必要となるテキストの作成に向けた検討を行う。
- 2. 「令和3年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の企画・運営
 - [日 程] 令和4年3月7日(月)~9日(水)
 - [会場] 全社協・灘尾ホール
 - 「定員]200名
- 3. 「令和3年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画・共催 《東日本会場》
 - 「日 程] 令和3年11月25日(木)・26日(金)
 - [会場] 全社協・灘尾ホール
 - [定 員] 180名

《西日本会場》

[日 程] 令和3年12月頃

[会場] 大阪府大阪市(予定)

[定 員] 320名

- 4. 「令和3年度ファミリーソーシャルワーク研修会」の企画・共催
 - [日 程] 令和4年3月頃
 - [会場]東京都内
 - 「定員]400名
- 5. 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会の運営 (総務部共管)
- 6. 児童養護施設職員研究奨励賞(松島賞)運営委員会の運営

児童養護編集委員会

1. 『季刊「児童養護」』の編集・発行(第52巻・第1号~第4号)(総務部所管)

《編集方針》

- ①現場実践の道標となりうる養護理論の形成をめざした児童養護施設、社会的養護の 専門誌とする。
- ②歴史的・社会的に有意でモデルとなるような実践を紹介し、養育の質の一層の向上に 資するものとする。
- ③子どもの人権を擁護する立場にたち、内外に問題提起する役割を担う。また、「全国 児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と養育実践における具体化を推進する。
- ④施設間での連携やネットワーク構築に資するものとする。
- ⑤児童福祉の関係機関や団体をはじめ、教育や医療など関連領域の関係者、子どもの支援に関心のある個人など、社会的養護と直接接点のない者に対し、児童養護施設と子どもたちの実際を伝え理解を図る。

《発行予定》

- ①第52巻第1号 令和3年6月
- ②第52巻第2号 令和3年9月
- ③第52巻第3号 令和3年12月
- ④第52巻第4号 令和4年3月